

越谷市自治基本条例の普及・啓発の取組について

1. 進捗報告

(1) 「越谷市自治基本条例施行10周年記念」冠事業について

広報こしがやお知らせ版5月号(※記事参照)及び越谷市ホームページにて周知を行った。

市では、市民参加と協働によるまちづくりを一層推進するため、平成21年9月にまちづくりの基本となる越谷市自治基本条例を施行しました。この条例は、市民の皆さんと市が協力して「まちづくり」を進めるための大切なルールです。

冠およびロゴマークをご活用ください。

〈対象事業〉 6月1日(土)～令和2年(2020年)3月31日(火)に実施し、次の①および②に該当する事業。①市民活動団体・企業・大学その他の団体がみずから企画・実施する。②市民参加と協働によるまちづくりの推進に寄与すると認められる。

〈申込み〉 申請書に必要事項を記入し直接政策課へ。ロゴマークを使用する場合は、ロゴマークの使用イメージが分かるもの(チラシ等の案)を添えてください。詳しくは冠使用の要項、ロゴマーク使用マニュアルをご覧ください。申請書や冠使用の要項、ロゴマーク使用マニュアルは、左記で配布するほか、市ホームページから印刷できます。

*市(市教育委員会)の後援・協賛・共催を伴う事業は手続き不要です。

10周年 越谷市自治基本条例 ロゴマーク

▲ロゴマークを作成し、冠を付す事業のチラシ等 PR 素材に使っていただくこととした。

【ロゴマークの使用例】

- ・市職員の名札への表示
- ・共通封筒への表示
- ・市政世論調査 調査票送付封筒への表示 等



▲市職員名札への表示



▲共通封筒 (長 3 サイズ)



▲共通封筒 (角 2 サイズ)

(2) 転入者への自治基本条例パンフレット配付について

平成31年(2019年)4月から配付開始

配付数：約500部(令和元年(2019年)5月末時点)

(3) 懸垂幕の作成・掲示について

(4) 自治基本条例啓発用ポケットティッシュの作成について

個数：約6,000個

講演会、協働フェスタで配布するほか、市内小学校6年生にも配付予定

(5) 越谷市自治基本条例施行10周年記念講演会について

タイトル：未定

開催日時：令和元年(2019年)10月4日(金) 午後1時～午後4時

会場：越谷市中央市民会館 劇場

開催趣旨：本年9月で越谷市自治基本条例が施行10周年を迎えることから、市民の参加意識を高めるとともに、市民参加と協働によるまちづくりをさらに推進するため、市民及び市職員を対象とし、協働をテーマとした講演会及び事例発表を実施する。また、当日、中央市民会館内で自治基本条例に関するパネルを展示し、条例の基本理念や基本原則等について、改めて理解していただく機会とする。

概要：第1部 基調講演(60分程度) ※講師は調整中

第2部 事例発表(60分程度)

○自治基本条例に関するパネル展(中央市民会館1階ロビー)

2. 協議内容

(1) 広報こしがや季刊版への特集記事掲載について

掲載時期：秋号(令和元年(2019年)9月発行)

ページ数：6ページ程度

事務局案：別紙1のとおり

(2) 自治基本条例施行10周年記念パネルについて

パネル枚数：5枚

事務局案：別紙2のとおり

～みんなでつくる

住みよい越谷

自治のまち～

(越谷市自治基本条例キャッチフレーズ)

『越谷市自治基本条例』が

施行から10年を迎えました！



今年の9月で「越谷市自治基本条例」が施行から10周年を迎えました。

越谷市では、自治基本条例に基づいた市民参加と協働のまちづくりを進めています。この条例は、市民の皆さんが主人公として越谷市のまちづくりを進めていくための大切なルールです。今回の季刊版では、「越谷市自治基本条例」の解説、制定されるまでの過程やこれまでの取り組みについて特集していきます。

『越谷市自治基本条例』ってどんなもの？

条例の特徴

市民のための条例

わかりやすい記述を心がけ、「です・ます」体を使用しています。

自治の推進

参加と協働によるまちづくりの方法を単なる理念ではなく、具体的な手続、仕組みとして明確にしています。

豊かな地域環境の創造

市のあるべき姿について、①人間関係、②自然、③歴史・文化、④産業の4つに分類し、「誰もが安心して、楽しく生活していけるまち」の実現を目指すことを明確にしています。

条例の目的

条例の目的を「住みよい自治のまちの実現」としています。また、最高規範として位置づけることで、今後の越谷市の条例、規則、計画などのあらゆる施策の基本となる性格をもっています。

総論	
前文	越谷の特性・発展可能性、まちづくりの目標等
第1章 総則	
第1条 条例の目的	第2条 最高規範としての条例の位置づけ 第3条 主な用語の定義
第2章 自治の基本理念と基本原則	
第4条 自治の基本理念	第5条 参加の原則 第6条 協働の原則 第7条 情報共有の原則
各論（自治の推進と豊かな地域環境の創造）	
第3章 豊かな地域環境の創造	
第8条 豊かな地域環境を創るための基本理念 第9条 協働による豊かな地域環境の創造	
第4章 市民・コミュニティ組織	第5章 議会・行政
第10条 市民の権利 第11条 市民の責務 第12条 地域コミュニティ組織と市民活動団体	第13条 議会の役割と責務 第14条 議員の責務 第15条 市長の責務 第16条 市議員の責務 第17条 公益通報 第18条 行政運営の原則 第19条 財政運営 第20条 組織 第21条 危機管理
第6章 参加と協働	
第22条 行政評価 第23条 市民の行政への参加 第24条 地域コミュニティ組織・市民活動団体との協働 第25条 市民の活動支援 第26条 意見公募手続 第27条 住民投票	
補則	
第7章 条例の実効性の確保	
第28条 推進会議の設置等 第29条 条例の改正手続き	

条例の構造

「市民」がまちづくりの主人公であるという考え方です。「市民」、「議会」、「市長等」の三者が、お互いに協力してまちづくりをすすめていきます。

市民主権

「市民」一人一人が人間として尊重され、「やさしさ」や「心の豊かさ」などの人間らしさに満ちたふれあい豊かなまちづくりを行うという考え方です。

人間尊重

自治の基本理念
(基本となる考え方)

参加の原則

「市民」が、当事者として市政に参加して、まちづくりに取り組みます。

協働の原則

「市民」と市が、それぞれの役割を認識し、対等な立場で連携・協力し、まちづくりに取り組みます。

情報共有の原則

市の積極的な情報共有と「市民」が保有する情報の市との共有を基本とした、まちづくりに取り組みます。

自治の基本原則
(基本となるすすめ方)

まちづくりの主体

市民

- 地域の交流
- まちづくりへの積極的な参加
- 発言と行動への責任
- 行政サービスに伴う負担の分任



「市民とは」

市内に住み、働き、学びまたは活動する個人や団体をいいます。具体的には、

- ① 市内に住所を持っている人
 - ② 市内に居住する人
 - ③ 市内で就業する人
 - ④ 市内で就学する人
 - ⑤ 市内に事務所を有する法人その他の団体
 - ⑥ 市内で活動する法人その他の団体
 - ⑦ 市内で活動する人
- をいいます。

市議会

- 立法機能
- 監視機能
- 政策立案機能
- 開かれた議会運営

市長等

- 効率的・効果的・透明性のある市政運営
- 行政サービスの向上と市民福祉の増進
- 分かりやすい情報提供
- 政策の立案、実施、評価のそれぞれの過程での説明責任
- 法令等の自主的な解釈と運用
- 国や県、他の自治体との連携・協力

みんなで作った越谷市自治基本条例

越谷市自治基本条例制定までの道のり

市民の皆さんを主人公としたまちづくりの重要性をうたった自治基本条例は、自治会や市民活動団体・NPOなどからも意見をいただき、多くの市民の皆さんの力でつくりあげました。



平成19年

- 7月 「(仮称)越谷市自治基本条例」制定基本方針 決定
- 8月 「自治基本条例に関する講演会」開催
- 9月 (仮称)越谷市自治基本条例に関する勉強会 開催(20年1月まで全8回)

平成20年

- 2月 「越谷まちづくりフォーラム」開催
 - 3月 (仮称)越谷市自治基本条例に関する勉強会報告書を市長に提出
 - 4月 越谷市自治基本条例審議会 設置
 - 8月 「(仮称)越谷市自治基本条例」骨子案がまとめられる
- 骨子案に関する懇談会等の開催
- 9月 自治基本条例とサックスとピアノの夕べ開催
 - デュオ ルクレール(17ページ参照)が出演。デュオ ルクレールの松本ひろ実さんは審議会の委員でもあります。

21年

素案説明会等の開催

- 2月 素案に関する意見公募手続(パブリックコメント)の実施
 - 28人から78件の意見をいただきました。

数字で振り返る 審議会のはたらき

89回の会議を実施。29人の委員が条例の内容を白紙の状態から検討しました。

25回の骨子案に関する懇談会を開催。延べ540人が参加。骨子案とは、条例に盛り込む項目を整理したもの。

15回の素案に関する説明会を開催。延べ384人が参加。素案とは、条例のもとになる条文の案のこと。



こしがや産業フェスタにブースを出展。アンケートを行うなど自治基本条例のPRを行いました（20年11月）



駅前（北越谷駅）でのPR活動。ちらしの配布やアンケートなどを行いました（20年9月）



審議会が検討してきた内容がまとめられ、市長へ答申されました（21年3月）



最後の開催となった第9回自治基本条例審議会（全大会）の様子（21年3月）

越谷市自治基本条例審議会の役割

審議会では、市長からの諮問に応じて、自治基本条例の内容について検討しました。

審議会の組織

全体会（29人）

委員全員での会議をし、審議会としての意思決定をしました。

運営・調整委員会（13人）

会長、副会長、各部会長等が審議会の進め方の検討、各部会の総合的な調整を行いました。

【第1部会】

市民・コミュニティ部会（11人）
市民の権利や役割、コミュニティのあり方や住民投票等について検討しました。

【第2部会】

議会・市長部会（9人）
市議会・議員の役割や、市長の責務等について検討しました。

【第3部会】

行政運営部会（9人）
市の行財政運営のあり方や、職員の責務等について検討しました。

市民参画プロジェクトチーム（9人）

より多くの意見を審議会の答申に反映させるために開催する懇談会をはじめ、市民参加の方法や実施体制等について検討しました。

さらに詳しく知りたい方は…

条例制定までの取り組みや、各条文についての解説など、市ホームページでご覧になれます。

<http://www2.city.koshigaya.saitama.jp/sisei/keikauseisaku/jitikihonjorei/index.html>

8月～9月

9月 骨子案に関する意見公募手続（パブリックコメント）の実施

➡ 4人から10件の意見をいただきました。

平成

1月～2月

2月 市民が創る新たな自治のルール【素案説明＆講演会】開催

3月 審議会から市長に答申

6月 市議会で可決

9月 越谷市自治基本条例施行

施行5周年

施行5周年を記念して、日常のなかにある、まちづくりや参加の様子についてキャッチコピーや写真を募集しました。応募総数210作品のうち、30枚をPRパネルとして、市役所ロビーなどに展示しました。



▲自治基本条例啓発パネルの展示

啓発冊子



▲越谷市自治基本条例パンフレット(左)
子ども版パンフレット(右)



▲越谷市自治基本条例【条例の手引き】



▲みんなが描く 自治のまちづくり四十選

施行3周年

施行3周年を記念してシンポジウム「楽しみながら学んでみよう！～身近な暮らしにつながる自治基本条例～」を開催しました。

▼シンポジウムの様子



▲シンポジウム報告書

自治基本条例のキャッチフレーズも決定しました！

～最優秀賞～

「みんなでつくる
住みよい越谷
自治のまち」

～優秀賞～

○小学生の部

「まちづくり それは
あなたが主役です。」

○一般の部

「いいまちつくる
みんなのチカラ」



(仮称)協働のまちづくり講演会
みんなでつくろう！
住みよいこしがや！！

日時

令和元年10月4日（金）

13時～16時

場所

中央市民会館 劇場

第1部

13:00～

講演

講師：〇〇〇〇 氏

題目：「 〇〇〇〇 」

第2部

14:00～

事例発表

発表団体：〇〇〇〇

〇〇〇〇

『市民参加と協働によるまちづくり』の 成果が着実に実っています！

越谷市では、自治基本条例に基づいて、この10年間で様々な市民参加と協働のまちづくりを進めてきました。
その中からいくつかの事例を紹介します。

市内清掃美化運動
(ごみゼロ運動)



越谷市民まつり



市長とふれあいミーティング



学生議会



市民懇談会
地区まちづくり会議



協働フェスタ



越谷市
自治基本
条例

クイズにチャレンジ!

これであなたも自治基本条例マスター?

Q. 1

越谷市のまちづくりの基本的な考え方やすすめ方をはじめ、市民の皆さんと市がお互いに協力していくためのルールなど具体的な仕組みについて明らかにしているものは何ですか? 正しいと思うものを1つだけ選んでください。

1. 越谷市自治基本条例
2. 都市計画法
3. 大気汚染防止法



答えは
次のページ
にあるよ!

Q. 3

越谷市自治基本条例の自治の基本原則は何ですか? 正しいと思うものを1つだけ選んでください。

1. 「参加」「協働」「情報共有」の3つの原則
2. 「協力」「報告」の2つの原則
3. 「尊重」「対話」の2つの原則

Q. 4

越谷市自治基本条例を基に、越谷市と市民が実施している「協働」の取り組みはどれだと思いますか。正しいと思うものをすべて選んでください。

1. 交通安全運動や防犯パトロール
2. 市内清掃美化運動(ごみゼロ運動)
3. 市民まつりへの参加

Q. 2

越谷市自治基本条例では、「越谷市民」はどのような人を指しますか? 正しいと思うものを1つだけ選んでください。

1. 越谷市に住民登録している人
2. 越谷市に住んだことや訪れたことのある人
3. 越谷市に住み、働き、学び、活動する個人や団体

答え・解説

Q1 越谷市のまちづくりの基本的な考え方やすすめ方ははじめ、市民の皆さんと市がお互いに協力していくためのルールなど具体的な仕組みについて明らかにしているものは何ですか？

A1

1. 越谷市自治基本条例

【解説】越谷市では、平成21年9月に越谷市のまちづくりの基本となる「越谷市自治基本条例」を施行し、参加と協働によるまちづくりをすすめています。



越谷特別市民
ガーヤちゃん

Q2 越谷市自治基本条例では、「越谷市民」はどのような人を指しますか？

A2

3. 越谷市に住み、働き、学び、活動する個人や団体

【解説】越谷市自治基本条例では、市民を「市内に住み、働き、学び、または活動する個人や団体」としています。具体的には、

- ①市内に住所を持っている人、②市内に居住する人
- ③市内で就業する人、④市内で就学する人
- ⑤市内に事務所を有する法人その他の団体
- ⑥市内で活動する法人その他の団体
- ⑦市内で活動する人

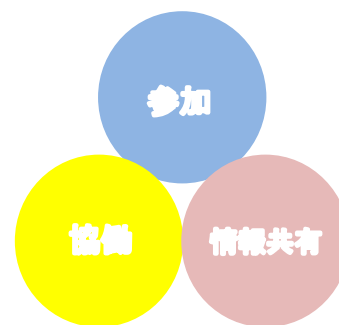


Q3 越谷市自治基本条例の自治の基本原則は何ですか？

A3

1. 「参加」「協働」「情報共有」の3つの原則

【解説】越谷市自治基本条例では、①市民参加の推進、②協働の推進、③まちづくりに必要な情報の共有を自治の基本原則として明らかにしています。



Q4 越谷市自治基本条例を基に、越谷市と市民が実施している「協働」の取り組みはどれだと思いますか。

A4

1 2 3 全て



【解説】越谷市自治基本条例第6条において、協働の原則を規定しています。多様化する市民ニーズや地域内のさまざまな課題を解決していくには、市民および市がそれぞれの役割を認識しながら、互いを対等なものとして尊重し、協力して活動することが必要です。

〜〜みんなのでつくった自治基本条例〜〜



こしがや児童フェスタ
にブースを出展。アン
ケートを行うなど自治
基本条例のPRを行い
ました(20年11月)



駅前(北越谷駅)でのPR
活動。ちらしの配布やア
ンケートなどを行いました
(20年9月)



審議会が検討してきた
内容がまとめられ、市
長へ提出されました
(21年3月)

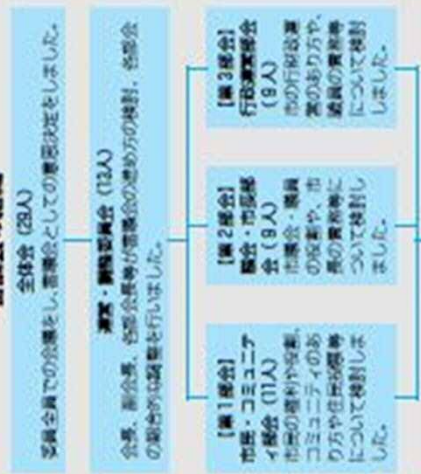


議会の開催となった第9回自治基本条例審
議会(第2次会)の様子(21年3月)

越谷市自治基本条例審議会の役割

審議会では、市長からの諮問に応じて、自治基本条例の内容に
ついて検討しました。

審議会の組織



市民参画プロジェクトチーム (9人)
より多くの意見を審議会の審議に反映させるために開催する
懇談会をはじめ、市民参画の方法や実施体制等について検討
しました。

さらに詳しく知りたい方は…
条例審議会までの取り組みや、各分科会についての解説など、市ホ
ームページでご覧いただけます。
<http://www2.city.koshigaya.saitama.jp/iseai/>
keikazuisoku/fukuhonore/index.html

議論を重ねた2年間



越谷市自治基本条例制定までの道のり

市民の皆さんを主人公としたまちづくりの推進を
そうだった自治基本条例は、自治会や市民参画団体・
NPOなどから意見をいただき、多くの市民の皆
さんの力でつくりあげました。

平成19年

- 7月 「(仮称)越谷市自治基本条例」制定
基本方針 決定
- 8月 「自治基本条例に関する講演会」開催
- 9月 (仮称)越谷市自治基本条例に関する
勉強会 開催(20年1月まで全8回)

平成20年

- 2月 「越谷まちづくりフォーラム」開催
- 3月 (仮称)越谷市自治基本条例に関する勉強会報告を
市長に提出
- 4月 越谷市自治基本条例審議会 設置
- 8月 「(仮称)越谷市自治基本条例」骨子案がまとめられる

骨子案に関する懇談会等の開催

- 9月 自治基本条例とサックスとピアノのタへ開催
○デュオ ルクレール (17ページ参照) が出演。
デュオ ルクレールの松本ひろ美さんは審議
会の委員でもあります。

数字で振り返る 審議会のはたらき

- 89回の会議を実施。28人の委員が
条例の内容を白紙の状態で検討しま
した。
- 25回の骨子案に関する懇談会を開
催。延べ540人が参加。骨子案とは、条
例に盛り込む項目を整理したもの。
- 15回の案案に関する説明会を開催。
延べ384人が参加。案案とは、条例の
ことになる案文のこと。

平成21年

案案説明会等の開催

- 2月 案案に関する意見公募手
続(パブリックコメント)
の実施
○28人から78件の意見を
いただきました。

8月～9月

- 9月 骨子案に関する意見公募手
続(パブリックコメント)の
実施
○4人から10件の意見を
いただきました。

1月～2月

- 2月 市民が創る新たな自治のルール
【案案説明＆講演会】開催

- 3月 審議会から市長に答申

- 6月 市議会でも可決

- 9月 越谷市自治基本条例施行

パネル案②

条例の目的

条例の目的を「住みよい自治のまちの実現」としています。

また、最高規範として位置づけることで、今後の越谷市の条例、規則、計画などのあらゆる施策の基本となる性格を持っています。



条例の特徴

市民のための条例

わかりやすい記述を心がけ、「です・ます」体を使用しています。

自治の推進

参加と協働によるまちづくりの方法を単なる理念ではなく、具体的な手続き・仕組みとして明確にしています。

豊かな地域環境の創造

市のあるべき姿について、①人間関係、②自然、③歴史・文化、④産業の4つに分類し、「誰もが安心して、楽しく生活していけるまち」の実現を目指すことを明確にしています。



まちづくりの主体



- 地域の交流
- まちづくりへの積極的な参加
- 発言と行動への責任
- 行政サービスに伴う負担の分任



- 立法機能
- 監視機能
- 政策立案機能
- 開かれた議会運営



市長等

自治の基本理念

人間尊重

「市民」一人一人が人間として尊重され、「やさしさ」や「心の豊かさ」などの人間らしさに満ちたふれあい豊かなまちづくりを行うという考え方で

市民主權

「市民」がまちづくりの主人公であるという考え方です。「市民」、「議会」、「市長等」の三者が、お互いに協力してまちづくりをすすめていきます。

条例の構造

総論	前文 経済の特性・発展可能性、まちづくりの目標等
第1章 総則 第1条 条例の目的 第2条 趣旨等としての条例のづけ 第3条 まちづくりの理念	
第2章 自治の基本理念と基本原則 第4条 条例の位置づけ 第5条 条例の位置 第6条 条例の目的 第7条 条例の目的等	
第3章 (自治の推進と豊かな地域環境の確保)	
第4章 豊かな地域環境の創造 第8条 豊かな地域環境の創造 第9条 豊かな地域環境の創造 第10条 豊かな地域環境の創造	
第5章 議会・行政 第11条 議会の組織 第12条 議会の組織 第13条 議会の組織 第14条 議会の組織	
第6章 市民・コミュニティ組織 第15条 市民の権利 第16条 市民の権利 第17条 市民の権利 第18条 市民の権利	
第7章 参加と協働	
第21条 行政の組織 第22条 市民の行政への参加 第23条 市民の行政への参加 第24条 市民の行政への参加	
第8章 条例の施行	
第25条 条例の施行 第26条 条例の施行 第27条 条例の施行 第28条 条例の施行	
第9章 条例の施行	
第31条 条例の施行 第32条 条例の施行 第33条 条例の施行 第34条 条例の施行	
第10章 条例の施行	

「市民」とは・・・
市内に住み、働き、学びまたは活動する個人や団体をいいます。

具体的には、

- ①市内に住所を持っている人
- ②市内に居住する人
- ③市内で就業する人
- ④市内で就学する人
- ⑤市内に事務所を有する法人その他の団体
- ⑥市内で活動する法人その他の団体
- ⑦市内で活動する人をいいます。



- 効率的・効果的・透明性のある市政運営
- 行政サービスの向上と市民福祉の増進
- 分かりやすい情報提供
- 政策の立案、実施、評価のそれぞれの過程での説明責任
- 法令等の自主的な解釈と運用
- 国や県、他の自治体との連携・協力

越谷市自治基本条例

パネル案③

～普及・啓発の取組み 特集1～

越谷市自治基本条例が施行されてから、10周年を迎えました。
そこで、条例が施行されてから、これまでの普及・啓発の取組みをご紹介します。

越谷市自治基本条例施行3周年



施行3周年を記念して

シンポジウム「楽しみながら学んでみよう！

～身近な暮らしにつながる自治基本条例～

を開催しました。



▲シンポジウムの様子



▲シンポジウム報告書

自治基本条例のキャッチフレーズも決定しました！！

～最優秀賞～

「みんなでつくる 住みよい越谷 自治のまち」

～優秀賞～

○小学生の部

「まちづくり それは あなたが主役です。」

○一般の部

「いいまちつくる みんなのチカラ」



越谷特別市民
ガーヤちゃん



～越谷市自治基本条例（全文）～



～越谷市自治基本条例シンポジウム～

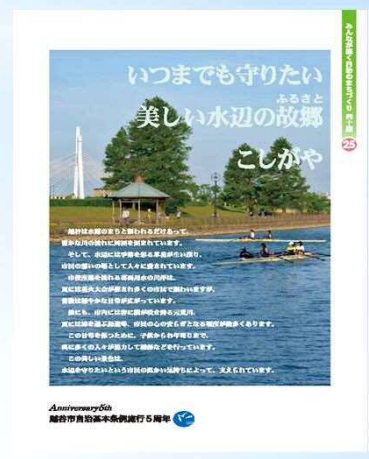
越谷市自治基本条例

～普及・啓発の取組み 特集2～

パネル案④

越谷市自治基本条例が施行されてから、10周年を迎えました。
そこで、条例が施行されてから、これまでの普及・啓発の取組みをご紹介します。

越谷市自治基本条例施行5周年



「越谷市自治基本条例 PRパネル30枚」 一部掲載

施行5周年を記念して、日常のなかにある、まちづくりや参加の様子についてキャッチコピーや写真を募集しました。応募総数210作品のうち、30枚をPRパネルとして作成しました。



～越谷市自治基本条例（全文）～



～越谷市自治基本条例 PRパネル30枚 全作品～

越谷市自治基本条例

～普及・啓発の取組み 特集3～

パネル案⑤

越谷市自治基本条例が施行されてから、10周年を迎えました。そこで、条例が施行されてから、これまでの普及・啓発の取組みをご紹介します。

越谷市では、「越谷市自治基本条例」の普及・啓発に向けた取組みを、今回の特集1・2で紹介した以外にも行っています。

今後も市では、「越谷市自治基本条例」の普及・啓発に取り組んでいきます。

～その1～

市では、毎年、市内の小学生に対し、「自治基本条例 子ども版パンフレット」を配布し、社会科の授業で活用してもらっています。



▲越谷市自治基本条例パンフレット（左）
子ども版パンフレット（右）



～みんなが描く自治のまちづくり 四十選～



～越谷市自治基本条例（全文）～



～その2～

市内の高等学校に出向き自治基本条例の講演を実施しています。



▲講演の様子

～その3～

参加と協働のためのヒントを掲載した「みんなが描く自治のまちづくり 四十選」を作成しました。



▲普及啓発冊子